

日本犯罪心理学会倫理綱領

日本犯罪心理学会会員（以下「会員」という。）は、基本的人権を尊重し、福祉の増進に貢献することを目指して、犯罪心理学に係る研究及び臨床その他の実践活動（以下「活動」という。）を行う。そのため、会員は、専門職としての責任を自覚するとともに、自らの能力の研鑽に努めなければならない。以上の趣旨に基づき、会員が遵守すべき事項としてこの綱領を定める。

1 規範の遵守と責任の保持

会員は、各種法令はもとより、所属する機関・団体等の定める諸規定に従うほか、活動の対象者、共同で活動を行う者その他関係者の権利を侵害することがないように留意する。また、会員は、専門職として自らの活動が個人や社会に及ぼす影響に関して、責任を持たなければならない。

2 資質、知識及び技能の向上

会員は、活動を行うために、専門的知識と技術の習得、関連情報の入手、倫理思想や関係法令の学習等に努め、常にその資質、知識及び技能の向上を図らなければならない。また、自らの能力と技術の限界についてもわきまえておかななければならない。

3 適切な手続・技法の採用

会員は、活動を行うに当たって、自らの能力、活動の目的、対象者の特質等に照らして必要かつ適切な手続・技法を採用するように留意し、不適切な活動によって対象者の人格を傷つけたり、社会的な非難を受けることがないように努めなければならない。

4 説明と同意

会員は、活動を行うに当たっては、法令に定めのあるものを除き、可能な限り対象者にその目的や内容を説明し、同意を得ることを原則とする。

5 個人情報保護

会員は、活動の過程で得た資料の中に対象者の個人情報が含まれる場合、その管理に細心の注意を払わなければならない。事例又は研究結果の公表に際しては、個人が特定されることがないように必要な措置を講じ、プライバシーの保護に万全を期さなければならない。また、個人情報の公表について対象者の承諾を得ている場合には、その旨を明記した上で、承諾を得た範囲に限って公表する。

6 公表に伴う責任

会員が活動の成果を公表する際には、内容の公正を期すことに努め、犯罪心理学の専門性と信頼を傷つけることのないよう配慮しなければならない。

なお、共同研究の場合には、公表に際して共同研究者の同意を得るとともに、その権利と責任に十分に留意する。

附 則

- 1 本綱領の制定及び改定は理事会において行い、総会の承認を得るものとする。
- 2 本綱領は、平成21年 4月 1日から施行する。

日本犯罪心理学会倫理問題処理細則

日本犯罪心理学会会則（以下、「会則」という。）第 11 条及び第 31 条第 1 項の規定に基づき、日本犯罪心理学会倫理問題処理細則を次のように定める。

第 1 条（目的）

本細則は、本学会の会員（以下、「会員」という。）に対する倫理綱領違反行為又はその他本会の名誉を著しく汚す行為（以下、「倫理綱領違反等」という。）の告発、事実調査及び処分等の手続等について定めるものである。

第 2 条（訴えの手続）

会員の行為が倫理綱領違反等に該当すると思われる場合、会員あるいは非会員は、文書をもって告発することができる。なお、告発者の匿名性は、厳にこれを保持する。

2 文書の受付窓口は事務局とし、事務局は当該文書の受付後、速やかに総務委員会へ連絡する。

3 連絡を受けた総務委員会は、常任理事会に報告する。

4 常任理事会は、会員の行為が倫理綱領違反等に該当する疑いがあると考えられる場合、会長の指名により倫理委員会を発足させる。

5 倫理委員会は、当該行為に関する調査を行う。

第 3 条（倫理委員会の発足に係る例外）

常任理事会は、倫理綱領違反等に該当することが明らかな会員の行為を認めた場合には、会員あるいは非会員による告発を待たずに、前条に準じて倫理委員会を発足させることができる。

第 4 条（倫理委員会の構成）

倫理委員会の委員は、会長が会員から適宜の人数を指名する。特に必要がある場合には、非会員を加えることができる。

2 倫理委員は、告発者、被告発者の双方と利害関係のない者から選任する。

3 倫理委員会には、互選による委員長を置く。

4 倫理委員会は、告発のあった案件ごとに設置される。

第 5 条（調査及び結果の報告手続）

倫理委員会は、事実関係について、告発者、被告発者から、事情を聴き取ることができる。

2 倫理委員会は、告発者及び被告発者以外の者に対し、調査に当たって協力を求めることができる。

3 倫理委員会は、事実関係についての調査結果を常任理事会に文書で報告する。

第 6 条（非公開の取扱い）

倫理委員の氏名、調査の内容については、非公開とする。

第 7 条（処分の決定と通知）

常任理事会は、倫理委員会からの報告に基づいて、倫理綱領違反等の有無やその程度等について判断する。

2 倫理綱領違反等があったと判断された場合、被告発者の処分については、常任理事会の議を経た後、理事会で決定する。

3 処分は、「注意」、「厳重注意」、「退会勧告」のいずれかとする。

4 常任理事会は、理事会で決定された事項について、文書をもって、告発者及び被告発者に通知する。

第8条（手続の期限）

第2条から第5条までの手続は、原則として6か月以内に終了させることとする。

第9条（異議申立て）

被告発者は、理事会の決定に異議があれば、1か月以内に文書をもって異議を申し立てることができる。

2 文書の受付窓口は事務局とし、事務局は当該文書の受付後、速やかに総務委員会へ連絡する。

3 連絡を受けた総務委員会は、常任理事会に報告する。

4 常任理事会は、申し立てられた異議について検討し、必要があれば倫理委員会に再度調査を行わせることができる。

5 被告発者の処分については、常任理事会の議を経た後、再度開催する理事会で最終的に決定する。

6 常任理事会は、理事会で最終的に決定された事項について、文書をもって、再度告発者及び被告発者に通知する。

第10条（公表）

倫理綱領違反等の内容、被告発者の処分及び理由、氏名等のそれぞれの公表の可否及びその方法は、事情と重大さを考慮しながら、理事会で決定する。

第11条（守秘義務）

倫理委員は、調査の過程で得られた情報について、みだりに漏らしてはならない。

第12条（細則の改廃）

本細則の改正は、総会の承認を得るものとする。

附則

この細則は、平成27年10月1日から施行する。